

医療施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

解説編 第1章1.1（1） 対象となる災害

【施設名： ○○○○○○】

○ 年 ○ 月 作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場所は桃色の空欄で示しています。
様式2は対象となる災害のみ記入してください。
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

様式編 目次

解説編 第1章1.1(3) 目次

青色の書類は市町村長に提出してください。
 自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2~5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2~5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15	防災体制一覧表	様式12	13
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

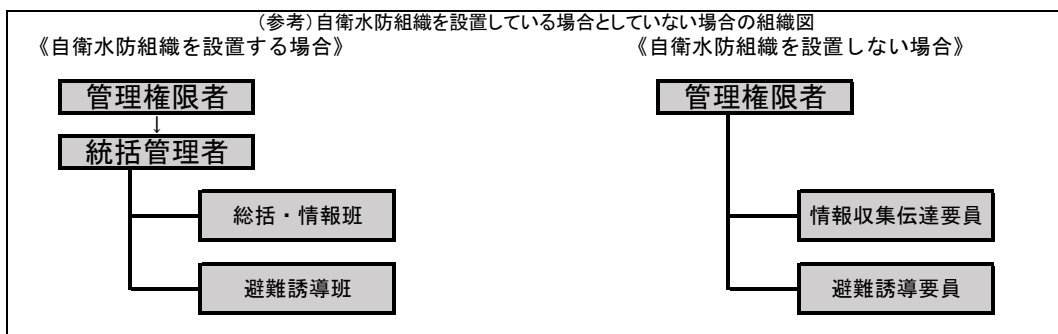
自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

(洪水、内水、高潮が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています(水防法第十五条の三第6項)。自衛水防組織を設置する場合、様式6も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。

(津波、土砂災害が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。



1 計画の目的

この計画は、本施設の患者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や患者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法 解説編 第1章1.2 計画の目的等（様式1）

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2（3）（4）
施設利用者（要配慮者）の把握、施設職員の把握

施設の状況

	平日		休日	
	患者	施設職員	患者	施設職員
昼間	約 123 名	約 57 名	約 73 名	約 7 名
夜間	約 73 名	約 7 名	約 73 名	約 7 名

※患者数は最大の患者数を記載（おおよその患者数でもよい）

※昼間は通院（所）部門と入院（所）部門の合計人数を記載

※夜間は入院（所）部門の人数を記載

※土曜、日曜、休日は休診

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、通院（所）部門は臨時休業を判断する。

または午前 8 時の時点で、全県下又は「〇〇市」に以下のいずれかが発令されている場合は、通院（所）部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

※診療受付時間と患者の通院(所)にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

解説編 第1章1.2（5）
事前休業の判断について

4 防災体制

解説編 第1章1.3(2)
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川（〇〇地点） 氾濫注意情報発表	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫警戒 情報発表	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 入院（所）者保護者・家族等への事前連絡 外来診療中止の掲示 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫危険 情報発表	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

- レベル2 注意体制**
- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
 - ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

- レベル3 警戒体制**
- ・避難場所へ避難する準備を行う。
 - ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

- レベル4 非常体制**
- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援（詳細は協定書参照）

4 防災体制

解説編 第1章1.3 (2)
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨又は台風に関する気象情報発表 ・大雨注意報発表 ・〇分間雨量が●mmを超過 ・〇〇ポンプ場が排水開始	注意 レベル2 体制確立	気象情報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨警報発表 ・〇分間雨量が▲mmを超過	警戒 レベル3 体制確立	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 入院（所）者保護者・家族等への事前連絡 外来診療中止の掲示 周辺住民への事前協力依頼	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・〇分間雨量が■mmを超過 ・〇〇ポンプ場が排水不能 ・〇〇市〇〇地区内水氾濫危険情報発表 ・浸水の前兆を確認	非常 レベル4 体制確立	避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。



レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。



レベル4 非常体制

- ・避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援（詳細は協定書参照）

4 防災体制

解説編 第1章1.3(2)
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・高潮注意報発表	注意 レベル2 体制確立	気象・潮位情報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が小さく、浸水継続時間が短い場合）	警戒 レベル3 体制確立	気象・潮位情報等の情報収集 使用する資器材の準備 入院（所）者保護者・家族等への事前連絡 外来診療中止の掲示 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・暴風警報及び高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が大きく、浸水継続時間が長い場合） ・高潮特別警報発表 ・〇〇海岸高潮氾濫危険情報発表	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。



レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。



レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、台風の進路等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援（詳細は協定書参照）

4 防災体制

解説編 第1章1.3(2)
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報 	注意体制確立	津波情報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報発表 	警戒体制確立	津波情報等の情報収集 使用する資器材の準備 入院（所）者保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員）
<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令 津波警報、津波特別警報（大津波警報）発表 危険の前兆を確認 等 	非常体制確立	避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。



警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。



非常体制

- ・避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。津波の場合では、避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

4 防災体制

解説編 第1章1.3(2)
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報 津波注意報発表 遠地地震に関する情報 	注意体制確立	津波情報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難の発令 津波警報発表 	警戒体制確立	津波情報等の情報収集 使用する資器材の準備 入院（所）者保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令 津波警報発表（標高の低い地域の場合） 津波特別警報（大津波警報）発表 危険の前兆を確認 等 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。



警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。



非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。津波の場合では、避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

4 防災体制

解説編 第1章1.3(2)
防災体制の判断基準の設定

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・台風接近 ・大雨情報	注意 レベル2 体制確立	気象情報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・大雨注意報(土砂災害)発表	警戒 レベル3 体制確立	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 入院(所)者保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の前兆現象	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導要員)

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。



レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法（例）
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	ラジオ（AM000）
	高齢者等避難、避難指示	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 （但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 （但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

解説編 第1章1.4 (1) 情報収集

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、患者の保護者・家族等に対し、

「A系列病院（避難場所）へ避難する。患者引き渡しはA系列病院（避難場所）において行う。患者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

解説編 第1章1.4 (2) 情報伝達

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8

「緊急連絡網」⇒様式9

6 避難誘導

記載例

(1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。浸水によっても機能確保できる場合は垂直避難することも出来る。提携医療機関等への避難も選択肢の一つである。患者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所等への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の提携医療機関等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	A系列病院	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（内水）	A系列病院	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（高潮）	A系列病院	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（津波）	B神社	300 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（内水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（高潮）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（津波）	D小学校（校舎2階以上）	350 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（高潮）	本施設	2階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（津波）	指定無	階	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2階	エレベーター、ストレッチャー

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「○○公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒ 別紙1

対応別避難誘導一覧表 ⇒ 様式11

7 避難の確保を図るための施設の整備

解説編 第1章1.6

避難の確保を図るための施設の整備（様式5）

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

災害に対応して患者を受け入れる場合には、医療継続のための備品などにも配慮する必要がある。

避難確保資器材一覧（例）

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、患者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医療器具	点滴セット、注射器、〇〇〇〇
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
処方箋	〇〇〇〇
その他	〇〇〇〇

浸水を防ぐための対策

土のう、止水板、〇〇〇〇

土砂災害に対する避難を確保するための対策※

自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇

※事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

解説編 第1章1.7

防災教育及び訓練の取組（様式7）

毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年9月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

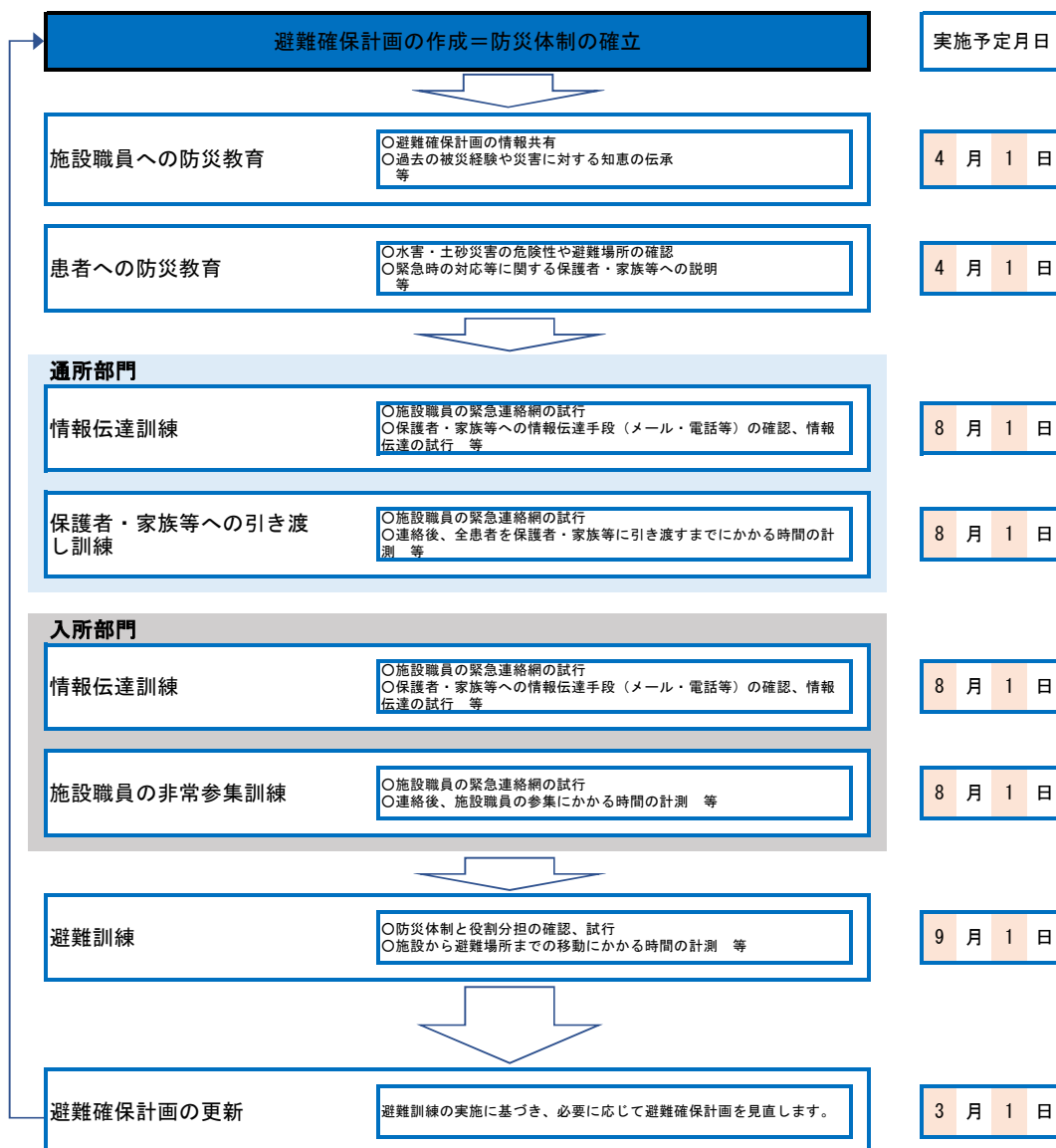
「自衛水防組織活動要領」⇒別添

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

記載例

解説編 第1章1.7
防災教育及び訓練の取組（様式7）

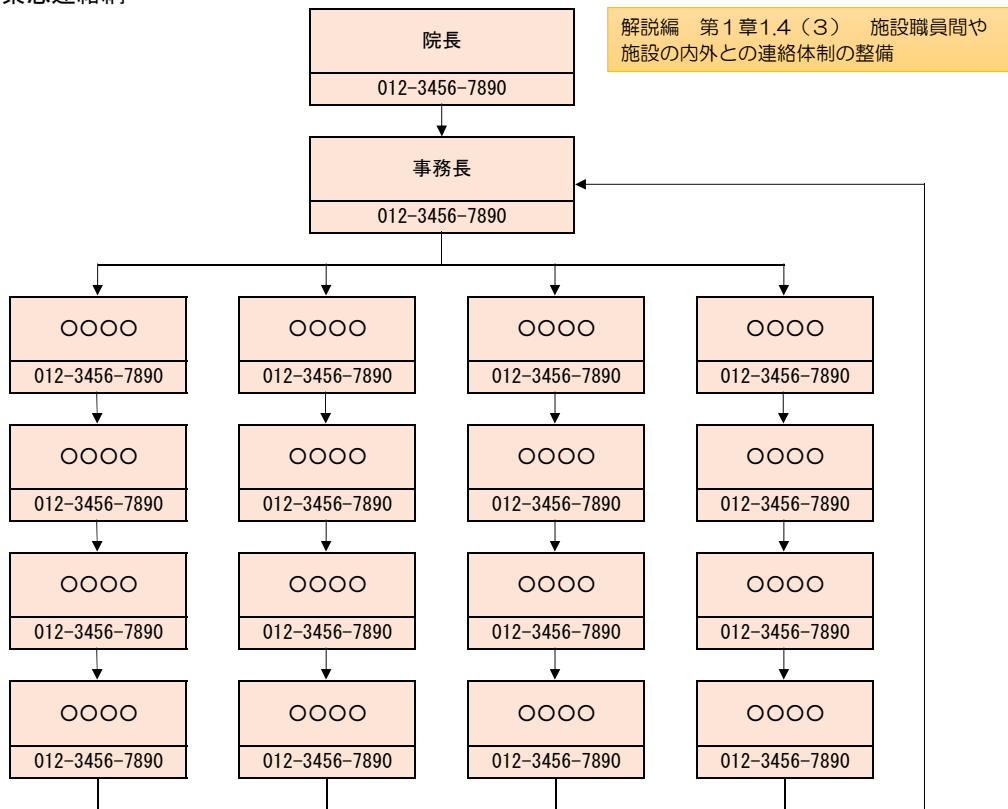
10 防災教育及び訓練の年間計画



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

1.2 緊急連絡網



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

1.3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村（防災担当）	012-3456-7890	
市町村（福祉担当）	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

記載例

1.5 防災体制一覧表

解説編 第1章1.3(3)
 防災体制の役割分担（活動内容と対応班、
 対応要員）

管理権限者（ 院長 ）（代行者 事務長 ）

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長（ 管理職員 ）	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員（ ○ ）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	
避難誘導要員	班長（ 管理職員 ）	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員（ ○ ）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に患者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

記載例

解説編 第1章1.3(3)
防災体制の役割分担(活動内容と対応班、
対応要員)

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者 (院長) (代行者 事務長)

	担当者	役割
総括・情報班	班長 (管理職員)	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	
避難誘導班	班長 (管理職員)	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	

記載例

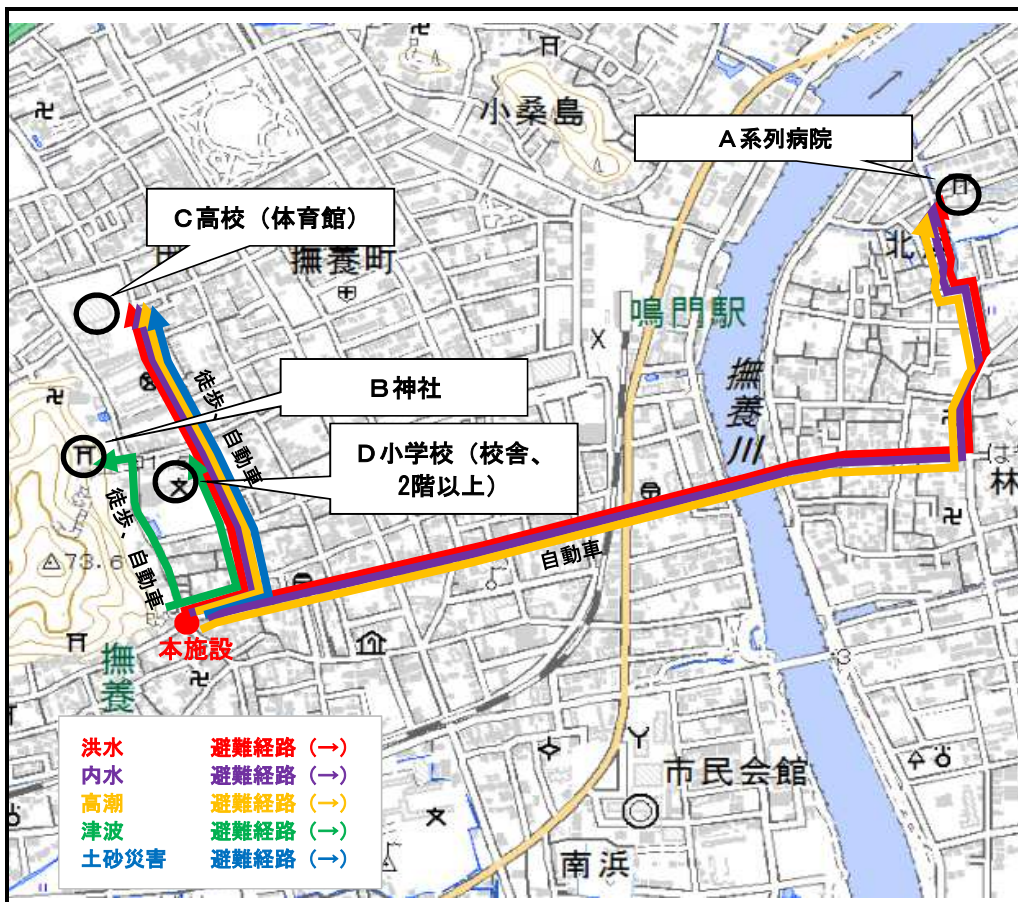
自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班 避難誘導班	名簿(施設職員、患者等) 様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水	A系列病院	C高校（体育館）	本施設2階
内水	A系列病院	C高校（体育館）	本施設2階
高潮	A系列病院	C高校（体育館）	本施設2階
津波	B神社	D小学校（校舎2階以上）	指定無
土砂	C高校（体育館）	C高校（体育館）	本施設（斜面の反対側）2階



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。